

P.21-22 R3 第3回委員会に提示済

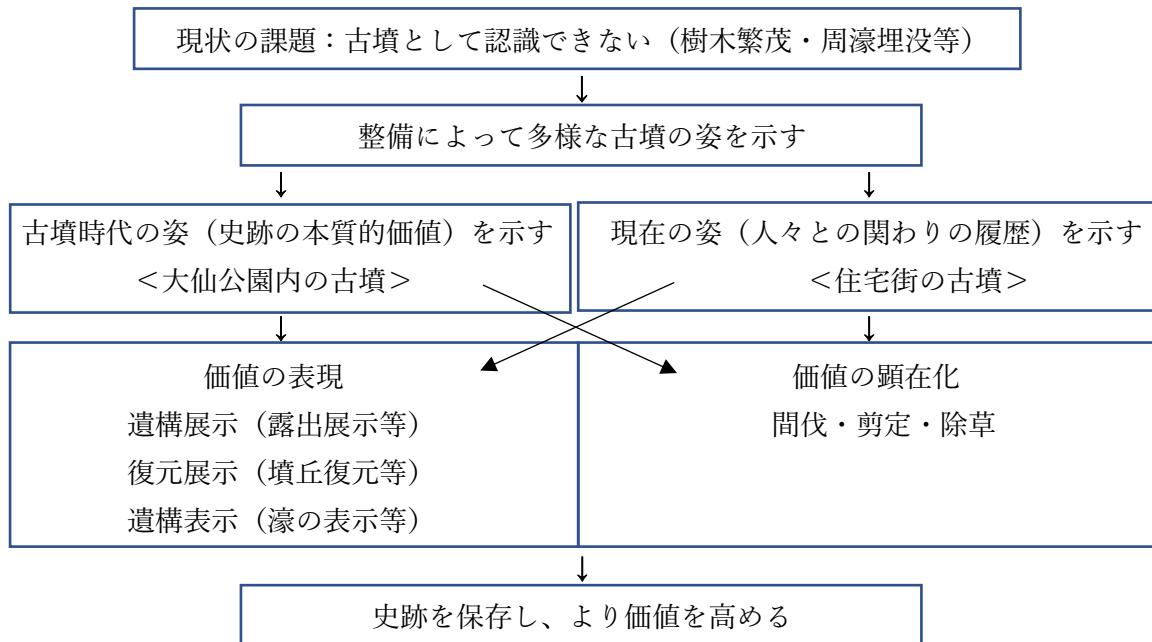
第8章 整備

1. 方向性

現在、史跡百舌鳥古墳群の整備事業は、平成30年に策定した整備基本計画に基づき、取り組んでいる。しかし、令和4年度に整備基本計画の第1期が終了するとともに乳岡古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠が策定後に追加指定された。さらに、令和元年の世界遺産登録時に整備に関して追加的勧告がなされた。本計画は整備基本計画の方向性を踏まえた上で、こうした情勢の変化に対応するため、整備の方向性を定める。

(1) 整備基本計画における整備の方向性

史跡百舌鳥古墳群は複数の古墳で構成されるため、群として統一された方針で整備を進めつつも画一的ではなく、「個々の特性を活かした多様な古墳の姿を整備し、百舌鳥古墳群の価値を高めていくことが重要である」とし、具体的には大仙公園内の古墳と住宅街に点在する古墳に分類し、次のとおり方向性を定めた。



整備基本計画における整備の方向性

なお、整備は墳丘の崩落等の緊急性がある場合を除いては、学術調査研究成果の蓄積、公有地化や追加指定の進捗等を勘案した長期的な取り組みとなるため、具体的な方法等については、整備基本計画において検討を行う。

地域内外の多様な世代の人々が百舌鳥古墳群の価値と特色を体感したり学んだりできるよう、堺市史跡百舌鳥古墳群等整備委員会の指導及び助言を受け、国・府等の関係機関と連携しながら計画的に取り組む。

また、すでに公園整備等で実施された整備のうち、墳丘裾の玉石垣など、古墳の景観としてふさわしくない構造物については、撤去を含めた景観の改善を図る。

(2) 保存のための整備の方向性

本質的価値を構成する墳丘や地下遺構の遺存状態を確認し、墳丘のき損防止や修復などの保存対策を緊急度の高いものから計画的に行う。同様に台風や地震による倒木や、集中豪雨時の濠水の溢水を防ぐための防災整備も実施する。これらの整備は、史跡の本質的価値を確実に保存したうえで実施する。

(3) 活用のための施設整備の方向性

史跡を多くの来訪者の交流拠点として活用すべく、史跡の本質的価値をわかりやすく伝え、体感できるような整備を実施する。全ての来訪者が百舌鳥古墳群を安全に見学できるよう、各種便益施設を整備し、効果的な動線設定を行う。また、案内・解説施設の整備やＩＣＴを活用した情報発信に努める。

活用整備は史跡内だけでなく、史跡周辺も含めて検討する。なお、整備にあたっては、史跡の本質的価値が損なわれることなく、史跡としてふさわしい景観を考慮して実施する。

(4) 世界遺産の構成資産の整備

世界遺産登録時の決議において、整備について次のような勧告がなされた。

- c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的および顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること。
- h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、公園の開発・整備の計画、自転車博物館、大仙公園整備計画、展望場所の新設・改修、南海鉄道高野線の高架化事業など。保存管理システムと、資産の法的保護の枠組みをより直接結び付けることを含め、遺産影響評価の手続きの開発を継続すること。

（第43回世界遺産委員会世界遺産委員会決議：43COM 8B.18 追加的勧告抜粋）

勧告を踏まえ、構成資産の整備に関しては、顕著な普遍的価値の完全性と真実性を確実に担保し、「世界遺産百舌鳥・古市古墳群遺産影響評価マニュアル」に基づき、整備基本計画策定時に遺産影響評価を実施する。

P.23～ 今回新たに提示
整備基本計画第5章を基に記載

2. 方法

(1) 保存のための整備

保存のための整備とは、史跡の本質的価値を確実に保存するための必要な整備を指す。

主な整備として、経年変化等による盛土の流出や災害等によって生じたき損等に対して、進行を抑止する保護・修復のほか、墳丘上の危険木の伐採等、樹木を適切に管理することによる防災対策や維持管理に必要な施設の設置が挙げられる。

なお、整備にあたっては、史跡の価値とそれを構成する要素に負の影響を与えない工法等を用い、規模・色彩・形態・意匠により古墳群を含む景観に配慮した整備とする。また、各古墳の特性や現状に応じて行い、地域住民の生活との共存を図る。

以下、本史跡において、主として取り組む保存整備について記載する。

ア 墳丘や地下遺構等の整備

削平を受けている古墳については、現状の保全を行いつつ発掘調査により遺構の状況を確認した上で、保存及び防災対策を実施する。また、周濠をもつ古墳については、本来の周濠の形状を確認した上で、水位の調整により、波浪による墳丘裾への浸食や水質の悪化を防ぐ。また、著しく墳丘裾が浸食される場合は、護岸工事や水位の引き下げを検討する。さらに、水質悪化の原因の一つである滞留を解消するため、井戸等を設置し水の循環を促す。

イ 災害復旧・防災整備

史跡内において、台風や大雨などの自然災害によるき損が生じた場合、速やかに被害状況を把握したうえで被害拡大の防止措置を行い、可能な限り早期の復旧を行う。

防災整備については整備基本計画において適宜実施としているところ、危険木伐採等を進める。また近年、大雨による被害が多発していることから、排水施設が整っていない古墳については、雨水排水対策の計画並びに整備を優先的に実施する必要がある。なお、雨水処理に伴う必要最小限の造成は水勾配の確保と墳丘表土の流出防止のためにも重要である。側溝や排水管などの強制排水設備については、雨水の流れや遺構の保存状況に十分配慮した上で、必要最小限の範囲で効果的に配置する。

ウ 植生の管理

古墳毎に異なる遺構状況や歴史、景観を踏まえたうえで植生を適切に管理する。明らかに墳丘・地下遺構等を損なう恐れのある枯損木・傾斜木・高木等の危険木や竹林については、伐採・繁殖防止、樹種転換等を進める。また、墳丘が際立つように樹林密度を調整する。

植栽は雨水による墳丘の浸食の防止、遺構や法面の保護上必要な地被類、低木等で根が地中深く入り込まず遺構に影響を与えない範囲で在来種を基本とする。

エ 定期的な観察

史跡の維持管理の一環として、百舌鳥古墳群古墳管理台帳「古墳カルテ」をもとに各古墳の定期的な観察を行い、経年変化等の把握に努め、必要に応じて予防措置を行う。早急な対応が必要となるき損が確認された場合は、適切な応急措置（復旧及び修理）を行う。

オ 維持管理施設等の整備

史跡の維持管理や運営のため、その体制と合わせて、用具・備品の倉庫などの整備、またはそれらの保管場所の確保を図る。

（2）活用のための整備

活用のための整備には、来訪者に史跡の本質的価値を伝え、理解を深めるために行うもので、主に環境基盤整備や遺構復元・表示等、公開・活用に係る施設等の設置がある。

整備にあたっては、現状の土地利用との調整を図りつつ現地の公開を行い、すべての来訪者が史跡百舌鳥古墳群を安心・安全かつ快適に見学できるようユニバーサルデザインに配慮した整備を行う。

以下、整備基本計画策定後に完了した各古墳の解説板や周遊路サイン、ガイダンス施設整備を除く整備について、整備基本計画に基づき記載する。

ア 遺構表現

史跡の本質的価値を視覚化するため、必要に応じて立体的な復元や平面的な遺構表示を検討する。遺構表現は発掘調査の成果に基づき、遺構の保護を図ったうえで、来訪者が史跡の価値や魅力を的確に理解できるポイントを定め、効果的かつ安全な見学動線を設定して行う。

イ 動線計画 見学・周遊ルートの整備

動線は①百舌鳥古墳群への誘導、②百舌鳥古墳群内の誘導、③各古墳史跡内の見学の3つのルートに分け設定している。来訪者への学びや周遊のネットワークの一部として、さらに利便性を考慮したもてなしの充実に取り組む。また、動線上にある案内板や誘導標識には誰に対しても分かりやすい表現を考慮し、ICTを活用した情報提供の充実を図る。案内表示板やパンフレット等及びICTを活用した情報提供においては、ピクトグラムや外国語対応を検討するなど適切なデザイン・大きさのサインの効果的な配置等を行う。

古墳の見せ方や見学動線を前提として、大人数に対応して案内・説明できる場の設置や、来訪者の（時間的・身体的・運動能力的）都合に見合う選択的見学順路の設定等、様々なニーズに対応し得る園路・広場・案内板・道標等の公開活用施設の整備を検討する。また、来訪者の安全を確保するため、手すり、転落防止柵及びスロープなどを必要に応じて整備する。

なお、整備には素材及び色調は周辺景観に配慮し、遺構に影響を与えないような整備とする。

ウ 眺望場

大仙公園内の古墳については、解説板や園内の休憩所、園路からの眺望を確保し、群としての古墳の連続性が感じられるよう植生を適切に管理する。百舌鳥古墳群全体の眺望場としては、堺市役所 21 階展望ロビーや現在整備中のガス気球を活用する。なお、眺望場等の整備並びに植生管理にあたっては、遺構の保存や防災に留意し、周辺の景観と調和のとれたものとなるよう留意する。

エ 解説板等

各古墳には、これまでの調査成果を反映した解説板を設置している。更新にあたっては、ユニバーサルデザインを意識し、最新の情報をわかりやすく表示する。解説ではこれまで古墳を守ってきた地域や人との関わりを記載し、先人たちが史跡を守ってきた歴史を語り継ぐことによって、将来にわたり保存継承することを広く伝える。百舌鳥古墳群全体の解説板をはじめ各遺構の解説板等は、立体的な表示等により本質的価値を効果的に伝えることができるよう工夫する。

また、個々の古墳の解説板や博物館で古墳を学ぶだけでなく、古墳の近くで古墳築造を体験できるような解説施設の設置を検討する。古墳の築造過程を示す模型や古墳に用いられた石材、築造に用いられた道具の材料の展示に触れることにより、古墳に対する理解を深めることを目指す。

オ 便益施設

地域住民や市民の憩い・交流の場として、また来訪者が安心して、安全に史跡の見学を行えるよう便益施設を整備する。その中で、本質的価値及び景観を阻害、または老朽化しているトイレ等の便益施設等については、必要に応じて撤去・改修等を検討する。改修・新設については、史跡指定地外かつ追加指定が想定される第 3 種地区の場所を避けて設置する。やむを得ず設置する場合は、遺構に影響を与えず、景観に配慮し、眺望の妨げにならないよう意匠・材質等を検討して、必要最小限の規模とする。また施設は、高齢者や身障者などに十分配慮した整備を実施する。

(3) 整備手順

ア 保存管理・暫定公開

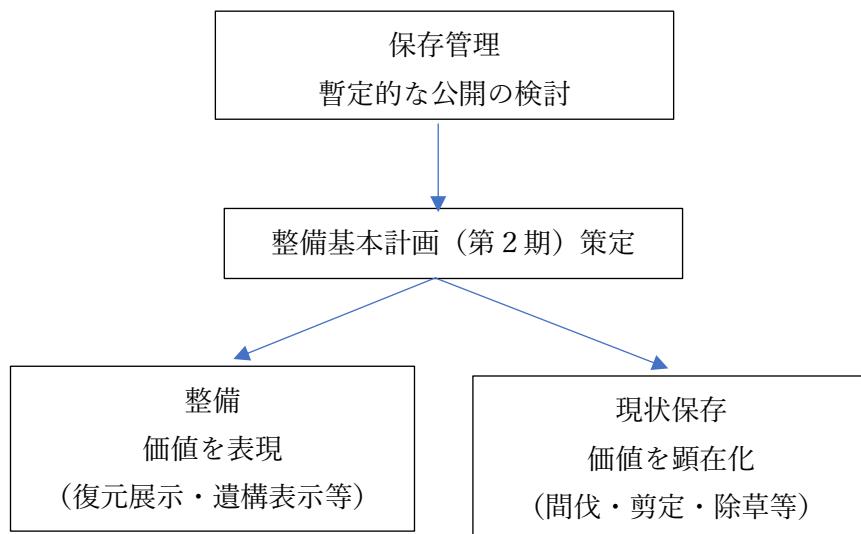
史跡を保存管理しつつ、本整備までの間は文化財特別公開への参加等、暫定的な公開を検討する。公開に際しては可能な限り公開の支障となる構造物や樹木を除去し、遺構保存と安全対策を図ったうえで実施する。

イ 整備基本計画（第2期）の策定

整備基本計画において整備対象古墳や整備方針・手法・スケジュール等を検討する。整備手法については発掘調査成果（＊）に基づき検討するものとする。

ウ 現状保存・整備

計画に基づき、築造時の姿の提示を目指す古墳については、復元展示や遺構表示など遺構を表現する整備を行う。樹木に覆われた現状を維持する古墳については、間伐や除草により墳丘を際立たせる整備を行う。



※整備のための範囲確認等発掘調査

史跡整備に伴い、遺構・遺物の深度や分布状態等を確認する必要が生じた場合は、専門家及び国・府と十分な協議を経た上で発掘調査を実施する。発掘調査の実施に際しては、必要最低限の面積に留め、適切な遺跡の保存を図る。